

兵庫県公報

平成20年3月31日 月曜日 第7号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗 = 県旗)

目次

規 則	ページ
兵庫県税証紙条例施行規則及び兵庫県税条例施行規則の一部を改正する規則（税務課）	1
後期高齢者医療財政安定化基金の管理等に関する条例施行規則（医療保険課）	3
兵庫県立リハビリテーションセンター管理規則等の一部を改正する規則（障害福祉課）	4
都市計画に関する公聴会開催規則の一部を改正する規則（都市計画課）	5

公布された法令のあらまし

●兵庫県税証紙条例施行規則及び兵庫県税条例施行規則の一部を改正する規則（規則第19号）

兵庫県税条例及び兵庫県税証紙条例の一部改正により、狩猟税の証紙徴収の方法が簡略化されること等に伴い、所要の整備を行うこととした。

●後期高齢者医療財政安定化基金の管理等に関する条例施行規則（規則第20号）

後期高齢者医療財政安定化基金の管理等に関する条例の施行に伴い、兵庫県後期高齢者医療広域連合の拠出金の納付並びに同広域連合に対する基金事業交付金の交付及び基金事業貸付金の貸付けに係る手続等に関して必要な事項を定めることとした。

●兵庫県立リハビリテーションセンター管理規則等の一部を改正する規則（規則第21号）

兵庫県立リハビリテーションセンターの設置及び管理に関する条例及び兵庫県立児童福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正により、兵庫県立総合リハビリテーションセンターを構成する施設として、リハビリテーション中央病院に小児リハビリテーション病棟を設置するとともに、新たに肢体不自由児療護施設を設置すること及び兵庫県立のじぎく療育センターを廃止することに伴い、関係規則について次のとおり所要の整備を行うこととした。

1 兵庫県立リハビリテーションセンター管理規則の一部改正

- (1) 肢体不自由児療護施設として病院に収容することを要しない肢体不自由児で家庭における養育が困難なものを入所させて独立自活に必要な知識技能を与える業務を行う施設の名称及び定員は、次のとおりとする。

名称	定員
肢体不自由児療護施設	20名

- (2) リハビリテーション中央病院の病床数を300床から520床（当分の間は、330床）に改める。
(3) リハビリテーション中央病院の診療科目に小児科を追加する。
(4) 肢体不自由児療護施設の使用料及び手数料の免除の申請に係る手続を定める。
(5) 兵庫県立リハビリテーションセンターの設置及び管理に関する条例の引用条文を改める等規定の整備を行う。

2 公衆衛生医学生等修学資金貸与規則及び兵庫県立児童福祉施設管理規則の一部改正

兵庫県立のじぎく療育センターに係る規定を削除する等規定の整備を行う。

●都市計画に関する公聴会開催規則の一部を改正する規則（規則第22号）

インターネットの普及等により、公告に利用できる媒体が多様化している状況にかんがみ、様々な媒体のうちから適切な方法を選択して公告することができるようにするため、所要の整備を行うこととした。

規 則

兵庫県税証紙条例施行規則及び兵庫県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第19号

兵庫県税証紙条例施行規則及び兵庫県税条例施行規則の一部を改正する規則

(兵庫県税証紙条例施行規則の一部改正)

第 1 条 兵庫県税証紙条例施行規則 (昭和40年兵庫県規則第71号) の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

兵庫県税証紙徴収条例施行規則

第 1 条中「 兵庫県税証紙条例 」を「 兵庫県税証紙徴収条例 」に改め、「 狩猟税証紙 (以下「 税証紙 」という。) 及び 」を削り、「 証紙印 」という。) 」の右に「 及び狩猟税に係る納税済印 (以下「 納税済印 」という。) 」を加える。

第 2 条の見出しを「 (証紙印及び納税済印の形式) 」に改め、同条第 1 項中「 第 2 条第 2 項 」を「 第 2 条 」に、「 税証紙及び証紙印 」を「 証紙印及び納税済印 」に改め、同条第 2 項を削る。

第 4 条第 1 項及び第 2 項中「 様式第 2 号 」を「 様式第 1 号 」に改める。

第 6 条第 1 項中「 様式第 3 号 」を「 様式第 2 号 」に改める。

第 7 条の見出し中「 税証紙及び 」を削り、同条中「 税証紙等出納簿 (様式第 4 号) 」を「 計器始動票札出納簿 (様式第 3 号) 」に改め、「 税証紙及び 」を削る。

第 9 条の見出し中「 税証紙又は 」を削り、同条第 1 項中「 第 7 条第 1 項ただし書 」を「 第 6 条第 1 項ただし書 」に、「 税証紙等返還 (交換) 請求書 (様式第 5 号) 」を「 証紙印等返還 (交換) 請求書 (様式第 4 号) 」に改め、「 、 税証紙を返還して現金の還付を受け、又は他の税証紙との交換を受けようとする者は、税証紙等返還 (交換) 請求書に当該返還し、又は交換する税証紙を添えて、これを当該税証紙を購入した県民局長に提出し 」を削り、同条第 2 項中「 第 7 条第 1 項ただし書 」を「 第 6 条第 1 項ただし書 」に改め、「 とし、税証紙の返還を受けるときは、県は、当該税証紙の金額をその者に還付するもの 」を削る。

第 10 条中「 税証紙又は証紙印 」を「 証紙印又は納税済印 」に改める。

第 11 条 (見出しを含む。) 中「 税証紙をはりつけ、又は証紙印 」を「 証紙印又は納税済印 」に改める。

第 12 条中「 、 狩猟税を税証紙により 」を削り、「 証紙印により 」の右に「 、 狩猟税を納税済印により 」を加える。

第 13 条中「 税証紙及び証紙印 」を「 証紙印及び納税済印 」に改める。

別表種類の款中「 刷色又は 」を削り、同表税証紙の款を削り、同表に次のように加える。

納税済印	朱色	直径30ミリメートル	
------	----	------------	--

様式第 1 号を削る。

様式第 2 号中「 兵庫県税証紙条例施行規則 」を「 兵庫県税証紙徴収条例施行規則 」に改め、同様式を様式第 1 号とし、様式第 3 号を様式第 2 号とする。

様式第 4 号中「 税証紙等出納簿 」を「 計器始動票札出納簿 」に、「 税証紙等 」を「 計器始動表札 」に改め、同様式を様式第 3 号とする。

様式第 5 号中「 税証紙等返還 (交換) 請求書 」を「 証紙印等返還 (交換) 請求書 」に改め、「 税証紙、 」を削り、「 兵庫県税証紙条例施行規則 」を「 兵庫県税証紙徴収条例施行規則 」に改め、同様式を様式第 4 号とする。

(兵庫県税条例施行規則の一部改正)

第 2 条 兵庫県税条例施行規則（昭和35年兵庫県規則第78号）の一部を次のように改正する。

第20条の表書類の種類の欄中「第46条第7項」を「第46条第6項」に、「第46条第8項」を「第46条第7項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、兵庫県税条例及び兵庫県税証紙条例の一部を改正する条例（平成20年兵庫県条例第11号。以下「改正条例」という。）の施行の日から施行する。

（経過措置）

2 改正条例附則第17項の規定の適用がある場合においては、第1条の規定による改正前の兵庫県税証紙条例施行規則の規定は、なおその効力を有する。

後期高齢者医療財政安定化基金の管理等に関する条例施行規則をここに公布する。

平成20年 3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第20号

後期高齢者医療財政安定化基金の管理等に関する条例施行規則

（趣旨）

第 1 条 この規則は、後期高齢者医療財政安定化基金の管理等に関する条例（平成20年兵庫県条例第17号。以下「条例」という。）の施行に関して必要な事項を定めるものとする。

（拠出金の額の算定）

第 2 条 兵庫県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）は、特定期間（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第116条第2項第1号に規定する特定期間をいう。以下同じ。）の前年度の知事が定める期日までに、療養の給付等に要する費用の額見込額計算書その他知事が定める書類を知事に提出しなければならない。

（拠出金の納付）

第 3 条 広域連合は、各年度の拠出金の額を当該年度の知事が定める期日までに、納付しなければならない。

（交付の申請）

第 4 条 広域連合は、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成19年政令第325号。以下「政令」という。）第13条第1項に規定する基金事業交付金（以下「交付金」という。）の交付を受けようとするときは、特定期間の最終年度の知事が定める期日までに、交付申請書に知事が定める書類を添えて、これを知事に提出しなければならない。

（交付の決定）

第 5 条 知事は、前条の交付申請書の提出を受けた場合において、書類の審査等により交付金を交付すべきものと認めるときは、交付金の交付の決定を行い、その旨を広域連合に通知するものとする。

（貸付けの申請）

第 6 条 広域連合は、政令第14条第1項に規定する基金事業貸付金（以下「貸付金」という。）の貸付けを受けようとするときは、当該貸付けを受けようとする年度の知事が定める期日までに、貸付申請書に知事が定める書類を添えて、これを知事に提出しなければならない。

（貸付けの決定）

第 7 条 知事は、前条の貸付申請書の提出を受けた場合において、書類の審査等により貸付金の貸付けをすべきものと認めるときは、貸付金の貸付けの決定を行い、その旨を広域連合に通知するものとする。

（償還方法）

第 8 条 広域連合は、条例第6条第1項の規定により貸付金の償還を行うときは、特定期間の各年度の知事が定める期日までに、償還しなければならない。

（償還期限の延長）

第 9 条 広域連合は、政令第14条第4項ただし書の規定に基づき償還期限の延長を求めるときは、償還期限の20日前までに、償還期限延長申請書を知事に提出しなければならない。

（繰上償還）

第10条 条例第7条第1項に規定する知事の定める貸付条件とは、次のとおりとする。

- (1) この規則の規定に違反しないこと。
- (2) 保険料収納必要額（政令第13条第8項に規定する保険料収納必要額をいう。）を不当に過少に見込むこと又は予定保険料収納率（高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第18条第3項第2号に規定する予定保険料収納率をいう。）を不当に過大に見込むことにより、貸付金の額が不当に過大となることのないようにすること。
- (3) 偽りその他不正の手段により、貸付金の貸付けを受けないこと。
- (4) 貸付金をその目的以外の目的に使用しないこと。
- (5) その他貸付条件として知事が必要と認めること。

2 広域連合は、条例第7条第2項の規定に基づき貸付金の全部又は一部を繰り上げて償還しようとするときは、繰り上げて償還しようとする日の20日前までに、繰上償還通知書を知事に提出しなければならない。（交付金及び貸付金の額の減額等）

第11条 政令第13条第9項に規定する必要と認めるときとは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

- (1) この規則の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により、交付金の交付を受けようとしたとき。
- (3) その他知事が必要と認めるとき。

2 政令第14条第3項に規定する必要と認めるときとは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

- (1) この規則の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により、貸付金の貸付けを受けようとしたとき。
- (3) その他知事が必要と認めるとき。

（報告）

第12条 知事は、基金の運営に関して必要があると認めるときは、広域連合に対し、交付金の交付又は貸付金の貸付けに関する事項について報告を求めることができる。

（書類の様式）

第13条 この規則の規定により知事に提出すべき書類の様式は、知事が別に定める。

（補則）

第14条 この規則の施行に関して必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

兵庫県立リハビリテーションセンター管理規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第21号

兵庫県立リハビリテーションセンター管理規則等の一部を改正する規則

（兵庫県立リハビリテーションセンター管理規則の一部改正）

第1条 兵庫県立リハビリテーションセンター管理規則（昭和44年兵庫県規則第70号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中6の項を7の項とし、5の項を6の項とし、同表4の項中「業務の欄4」を「業務の欄5」に改め、同項を同表5の項とし、同表3の項中「業務の欄3」を「業務の欄4」に、「300床」を「520床」に改め、同項を同表4の項とし、同表2の項の次に次のように加える。

3 条例第3条第1項の表リハビリテーションセンターの項業務の欄3の業務を行う施設	肢体不自由児療護施設	20名
--	------------	-----

第6条の表リハビリテーション中央病院の項中「循環器科」を「循環器科 小児科」に改める。

第13条中「第4条第2項」を「第4条第3項」に改める。

第14条第2項中「身体障害者授産施設」の右に「、肢体不自由児療護施設」を加える。

附則に次の1項を加える。

(病床数の特例)

5 当分の間、第2条の表4の項中「520床」とあるのは、「330床」とする。

(公衆衛生医学生等修学資金貸与規則の一部改正)

第2条 公衆衛生医学生等修学資金貸与規則(昭和36年兵庫県規則第14号)の一部を次のように改正する。

本則中「県立病院等」を「県立病院」に改める。

第1条の2第7号中「及び兵庫県立児童福祉施設の設置及び管理に関する条例(昭和35年兵庫県条例第2号)別表第1に規定する兵庫県立のじぎく療育センター」を削る。

第3条第4項中「次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に掲げるとおり」を「月額12,000円」に改め、同項各号を削る。

第13条第1項第1号中「第2条に規定する」を削り、同項第2号中「第2条に規定する県の保健所等」を「県の保健所その他の機関」に改める。

附則第3項中「第1条の県立病院等」を「県立病院」に改める。

(兵庫県立児童福祉施設管理規則の一部改正)

第3条 兵庫県立児童福祉施設管理規則(昭和39年兵庫県規則第47号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号を削り、同条第3号中「前2号」を「前号」に改め、同号を同条第2号とする。

第3条第2項を削り、同条第3項第7号中「第3条の2」を「第3条」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を同条第3項とする。

第6条を削り、第7条を第6条とし、第8条を第7条とし、第9条を第8条とする。

別記様式中「第7条関係」を「第6条関係」に改める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

都市計画に関する公聴会開催規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月31日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第22号

都市計画に関する公聴会開催規則の一部を改正する規則

都市計画に関する公聴会開催規則(昭和44年兵庫県規則第76号)の一部を次のように改正する。

第4条中「県公報及び当該都市計画区域内において頒布されている新聞紙に」を削り、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定による公告は、県公報への登載その他知事が別に定める方法により行う。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。